

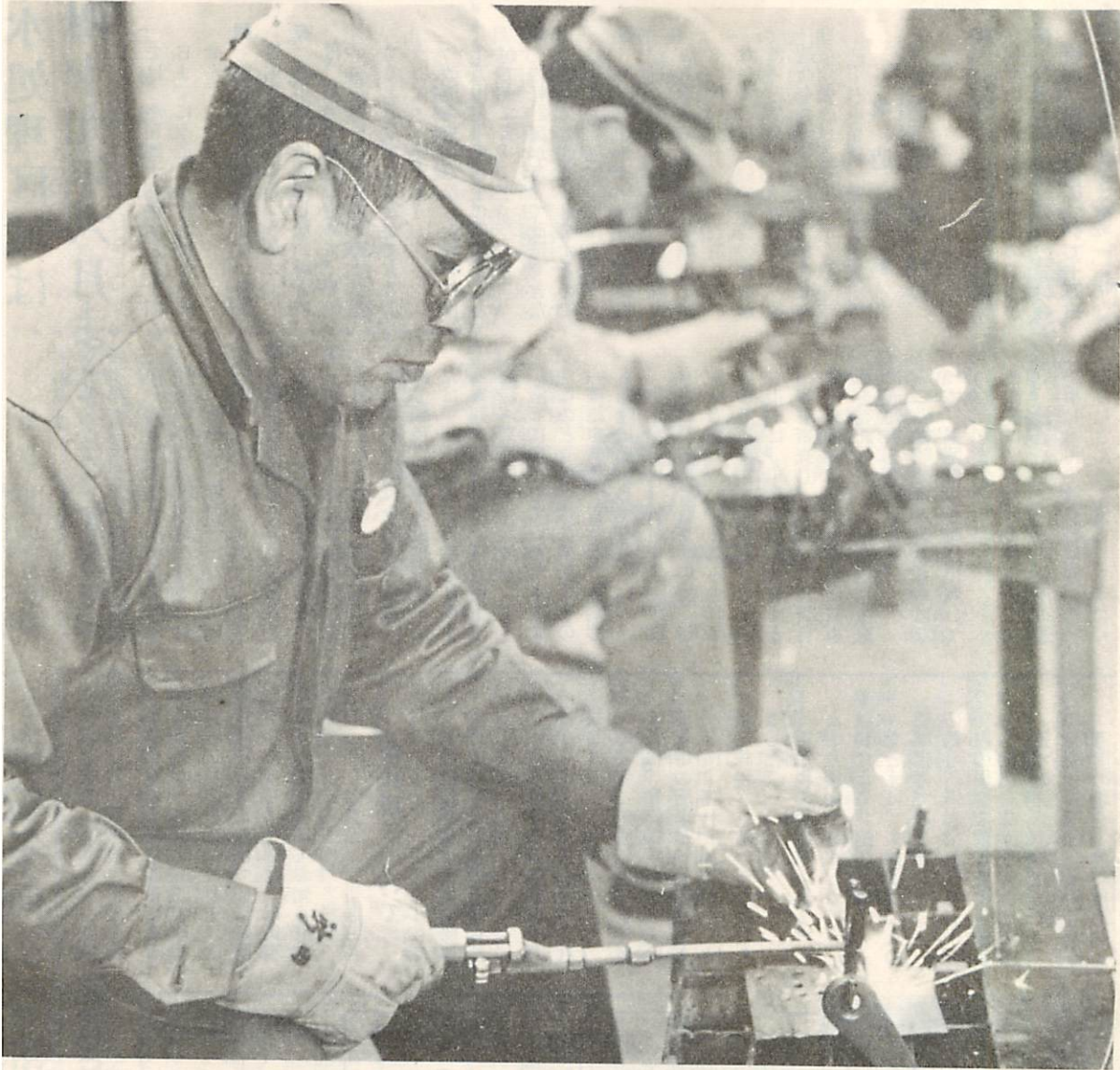
むろらん



# 市政だより

6月 / 15日

昭和48年 No. 318



新しい技術で再出発

— 道立室蘭職業訓練校にて —

室蘭市民憲章

健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。

# 義務改造のトイレ水洗

## 蘭西下水処理区域は

### 四十九年六月まで

蘭西地区にお住みのみなさんのお宅ではトイレの水洗化はお済みでしょうか。

水洗トイレの普及は、文化生活のパロメーターともいわれ、水洗トイレに改造することによって、衛生的な環境に生まれ変わります。

**改造義務期間はあと一年**

蘭西地区の水洗トイレ改造の義務期間は、あと何年で済みますか。

すでに公共下水道が完備され処理区域になっている蘭西地区では、下水道法の改正（昭和四十六年六月二十四日施行）により、三年以内に水洗トイレに改造しなければならぬ義務になっていますので、まだ水洗トイレに改造しておられないお宅

では、昭和四十九年六月二十三日までに改造しなければなりません。

問 三年以内に改造できない場合に処罰されるのでしょうか。

答 三年以内に改造しない場合には、相当の期間を定めて、そのくみ取りトイレを水洗式に改造するよう命ずることができるようになっています。

改造命令に違反した場合には十万元以下の罰金に処することができます。

問 移転計画があつて改造できない場合でも改造命令をするのでしょうか。

答 くみ取りトイレがある建築物が近く除却され、または移転される予定のものである場合とその他水洗トイレに改造していかないことについて相当の理由があること認められる場合には、改造命令をすることはできません。

### 改造資金の貸付け

問 水洗トイレの改造資金の貸付制度について知りたいのですが

答 水洗トイレ改造資金の貸付金額は、便器一器について十万元までとなっています。一戸に二

器以上あつても貸付けの対象になります。

償還方法は、貸付けを受けた翌月

から起算して三十六か月以内に元金均等の月賦償還となり、利息は、無利子となっています。

問 貸付金の申込みおよび借入方法等についておしえてください

答 水洗トイレ改造資金の貸付金を利用するときは、はじめに「水洗便所改造資金貸付申請書」に、納税証明書（道市民税）または、所得および資産を証明する書類を添付して、市役所下水道課（東地区サービスセンター二階）に提出していただきます。このときに、水洗便所工事の「確認申請書」（見積書と図面）も同時に提出してください。

指定業者は、貸付申請の手続きを代行してくれますので、指定業者をつうじて申込みされる方が簡単です。

市では、申込みがありますと内容を審査し、あらかじめ貸付金の交付および償還金の徴収事務を委託している室蘭信用金庫に通知書を発行します。

この書類を本人がおもちになつて、室蘭信用金庫に向いていただきます。

その後、貸付けの決定を行ない、検査をして「水洗便所改造工事しゅん工検査合格通知書」をみなさんにお渡しますの、

## 市税条例の一部を改正

### 軽減される税の負担

地方税法の大幅な改正により市税条例の一部が改正になり、六月一日号の市政だよりで、固定資産税の改正点について説明しましたので、今回は、市民税電気ガス税についてお知らせします。

### 市民税について

1、基礎控除額等の所得控除が（表1）のとおり引上げられました。

2、障害者控除などの額が十万元から十二万円に引上げられました。

3、障害者、未成年者、老年者または、寡婦に該当する人は前年中の所得が、五万円引上げられ、四十三万円まで市民税が課税されないことになりました。

4、市民税の税率が（表2）のとおり緩和されました。

●減税による負担の軽減  
たとえば、夫婦子供二人の標準世帯でみると

○給与所得者で年収百五十万円の場合：前年度と比較して約五千三百円（一・八・八%）の軽減となります。

○事業所得者で年所得百五十万円の場合：前年度に比、

（表1）

所得控除	昭和47年度	昭和48年度
基礎控除	15万円	16万円
配偶者控除	14万円	15万円
扶養控除	11万円	12万円
(配偶者のいない1人目)	12万円	14万円

（表2）

昭和47年度		昭和48年度	
課税される所得の段階	税率	課税される所得の段階	税率
15万円以下の金額	2%	税率30万円以下の金額	2%
15万円をこえ40万円以下の金額	3	30万円をこえ50万円以下の金額	3
40万円をこえ70万円以下の金額	4	50万円をこえ80万円以下の金額	4
70万円をこえ100万円以下の金額	5	80万円をこえ110万円以下の金額	5
100万円をこえ150万円以下の金額	6	110万円をこえ150万円以下の金額	6

以下改正はありません。

でこれを室蘭信用金庫に提出して貸付金の交付を受けることになりす。

借入金償還も、みなさんが直接室蘭信用金庫に毎月返済することになっています。

問 建物を新築した場合でも、貸付金を受けられるのでしょうか  
答 処理区域内において、既存建物のくみ取りトイレを水洗式に改造する場合に貸付金の対象になっています。

処理区域内に建物を新築する場合は、いまままでおり建築基準法によって、かならず水洗トイレにしなければ建築の許可が受けられませんので、貸付金の対象からはずされておりますが、どうしても水洗トイレに要する資金の調達が困難な方は、市役所下水道課にご相談ください。

**工事は市の指定業者に**

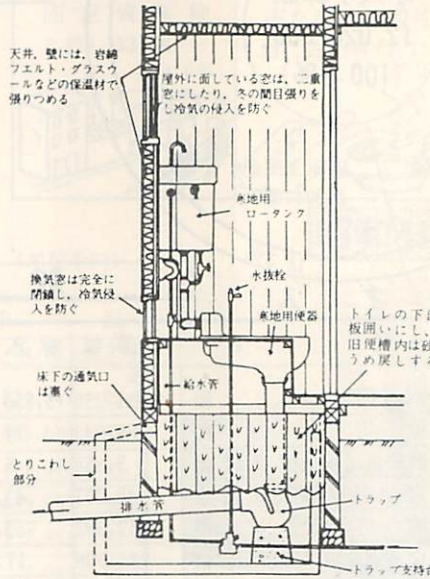
問 水洗トイレに改造するには、どのようなすればよいのでしょうか。  
答 水洗トイレの工事は、市の指定を受けた排水設備業者でなければ工事を行うことができませんので、みなさんが直接、指定業者に申込みをし、工事をしていただくこととなります。

指定業者は、みなさんに代って手続き一切を代行してくれませんが、見積書に不審があったり

指定業者についてのご相談は、市役所下水道課におたずねください。

水洗トイレ改造についてのご相談

**寒地用水洗トイレの構造**



談は、市役所下水道課(六一一三一四)に、また、この改造に伴う給水工事については、水道部(六一六一七)におたずねください。

業者名	店舗所在地	電話	水洗改造担当地区
石川設備工業(株)	海岸町3-6-15	2-6319	海岸町2、3丁目
小川設備工業所	御前水町2-5-2	2-7091	祝津町1、3丁目
(株)青木組	輪西町1-8-8	4-0074	小橋内町2丁目
(株)大辰興業	母恋北町1-4-3	2-8461	清水、幸町
(株)北王鉄工建設	中島町3-38-2	4-6242	中央町2丁目
(株)港工務所	御崎町2-1-17	2-1811	中央町2丁目
木下建設(株)	宮の森町4-17-15	4-3469	沢町
共成土木(株)	中央町2-8-20	2-3773	常盤町
佐藤設備工業(株)	築地町138の7	2-7512	祝津町2丁目
三栄設備(株)	東町5-3-1	4-4570	中央町1、3丁目
昭和設備(株)	小橋内町1-19-18	2-2421	小橋内町1丁目
総合設備工業(株)	中央町2-2-10	2-2151	西小路、増市町
高橋衛生工業(株)	知利別町2-8-15	4-5467	築地町
谷口設備工業	栄町2-4-4	3-1696	港南町1丁目
田村設備工業(株)	宮の森町4-18-13	4-3376	山手、暮西町
船森工務所(株)	山手町2-7-33	2-6650	舟見、栄、緑町
北南共信興業	本町2-6-8	2-8206	本町
旬興和機工	母恋北町1-1-1	2-1007	港南町2丁目
小本設備工業(株)	日の出町2-31-21	4-7058	
丸三建設美掃社	中島町1-8-2	4-7816	
	宮の森町3-1-44	4-2454	

較して約五千九百元(二一%)の軽減となります

金には課税されません。2、税率は、四十八年十月分料金から六% (現行七%) に引下げられます。

1、免税点の額は、四十八年八月分から、電気は千円(現行八百円)、ガスは二千五百円(現行千六百円)以下は使用料

※市民税、電気ガス税について、くわしくお知りになりたい方は市役所市民課(二一一一内線二三九)におたずねください。

**部 落 の 歴 史 を 収 録**

むかし話を市史料に

室蘭市は、エトモ場所に始まり、東蝦夷地への要路となった幌前、旧角田藩主従の入植した本輪西、屯田兵村輪西、そして炭鉱鉄道の町御崎、瑞之江付近鉄の札輪西、日鋼の母恋、御前水、札幌本道の起点港トキカラモイ(蘭西)などの集落が、やがて一つになって今日の室蘭が築かれたものであります。

☆となりまちへのダイヤル通話は、安くなります。

○登別、登別温泉への通話は、八十秒七円から三分までごとに七円になります。

○苫小牧、伊達の区域内への通話は、現在の六十秒七円から八十秒七円になります。

☆青電話や大型赤電話からも三分以上継続して通話できます。

○十円玉をあらかじめ二枚以上いれておくと、三分以上続けお話しができるようになります。(十円玉一枚だけでは三分たつとそのまま切れます)

**犬は正しく飼いましゅう**

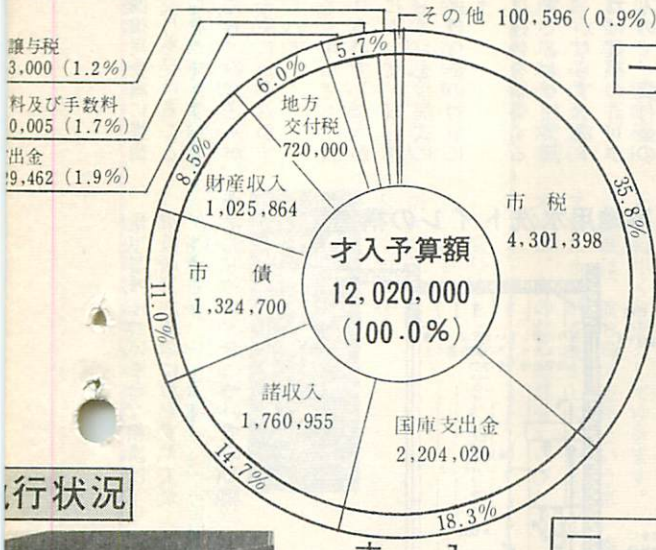
不用の犬は、捨てずに市役所衛生課に連絡してください。

室蘭電報電話局  
電話二一一一内線三二八  
市史編さん事務局(市役所二階)  
通話料金制度が  
変わります

# 事情説明書

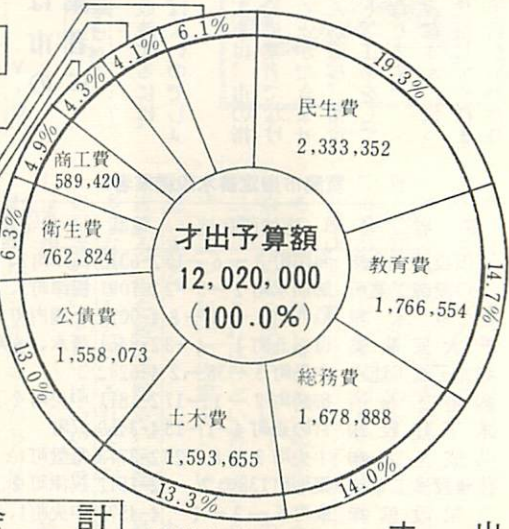
## 各会計予算

室蘭市では、毎年2回市の財政状況についてお知らせしておりますが、今回は、昭和47年度各会計予算の執行状況と昭和48年度予算の内容について公表します。  
 昭和48年6月  
 室蘭市長 長谷川正治  
 室蘭市長職務代理者  
 室蘭市助役 扇 公 治

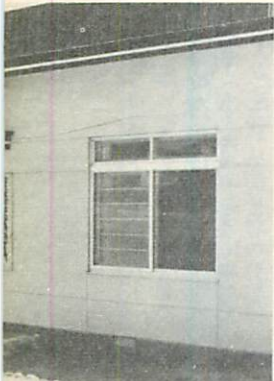


## 一般会計

(単位千円)  
 その他 731,558  
 労働費 488,111  
 消防費 517,565



## 行状況

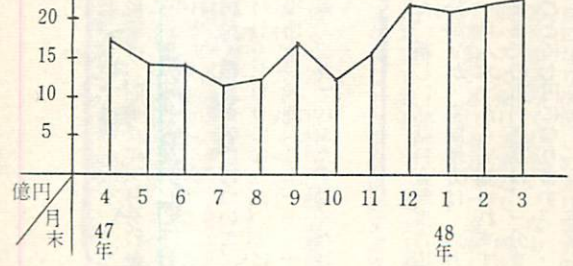


科 目	予算額	収入額	収入率
市 税	4,021,250	3,850,990	95.8%
地方譲与税	138,943	71,756	51.6%
娯楽施設利用税交付金	5,858	5,858	100.0%
自動車取得税交付金	40,307	43,424	107.7%
地方交付税	752,392	752,392	100.0%
交通安全対策特別交付金	17,906	17,906	100.0%
分担金及び負担金	30,215	28,980	95.9%
使用料及び手数料	209,179	201,765	96.5%
国庫支出金	1,679,159	1,355,498	80.7%
道支出金	207,171	170,310	82.2%
財産収入	1,403,451	1,360,359	96.9%
寄附金	33,614	32,114	95.5%
繰入金	11,723	11,722	99.9%
繰越金	31,567	51,509	163.2%
諸収入	1,289,266	640,494	49.7%
市債	3,264,327	2,119,627	64.9%
計	13,136,328	10,714,704	81.6%

科 目	予算額	支出額	支出率
議 会 費	123,593	121,592	98.4%
総 務 費	1,714,427	1,653,178	96.4%
民 生 費	1,991,794	1,873,878	94.1%
衛 生 費	638,865	566,611	88.7%
労 働 費	457,948	429,886	93.7%
農林水産業費	117,829	85,135	72.3%
商 工 費	467,654	450,863	96.4%
土 木 費	1,481,808	1,209,509	81.6%
消 防 費	496,695	462,747	93.2%
教 育 費	1,456,344	1,223,796	84.0%
災害復旧費	86,679	35,628	41.1%
公 債 費	3,736,420	3,735,844	99.9%
諸 支 出 金	348,067	196,441	56.4%
予 備 費	18,205	—	—
計	13,136,328	12,045,108	91.7%

(昭和48年3月31日現在。ただし、4月5月の出納整理期間中にこれ以外の収支があります。)

## 一時借入金の状況

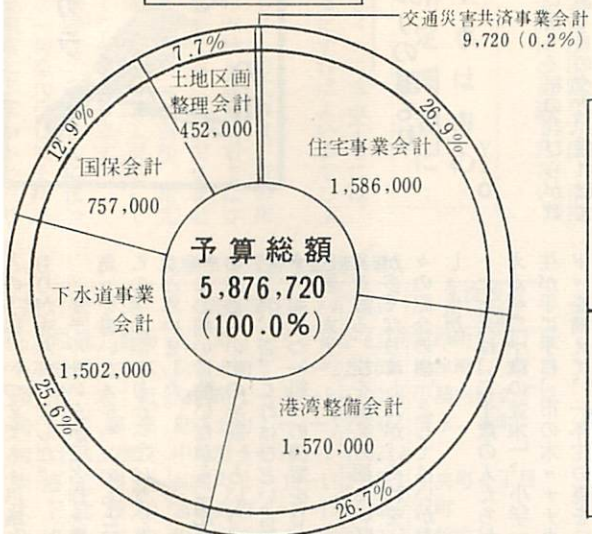


## 市有財産の状況

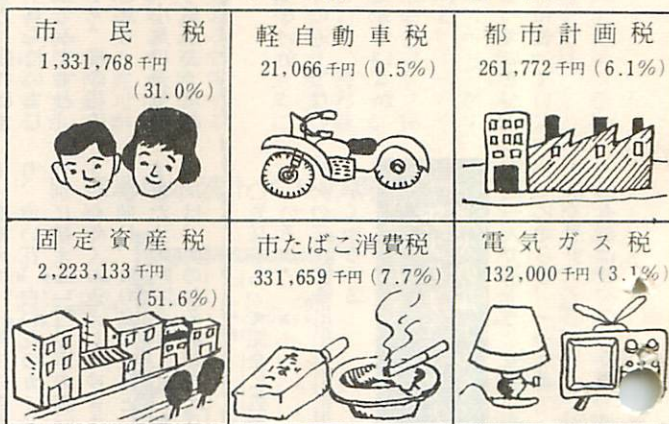
土 地	建 物	そ の 他
9,063,768.76m <sup>2</sup>	416,074.34m <sup>2</sup>	1,477,542千円

### 特別会計

(単位千円)



### 昭和48年度予算による市税の状況



地方  
14  
使用  
21  
道支  
22

### 特別会計

(単位千円)

会計名	予算額	才入		才出	
		収入額	収入率%	支出額	支出率%
国保会計	633,237	601,687	95.0	524,347	82.8
港湾整備会計	2,746,342	1,394,164	50.8	2,663,680	97.0
土地区画整理会計	510,315	464,974	91.1	472,078	92.5
住宅事業会計	1,249,449	931,576	74.6	1,099,695	88.0
下水道事業会計	1,529,063	863,316	56.5	1,237,551	80.9
交通災害共済事業会計	11,801	11,656	98.8	7,085	60.0
計	6,680,207	4,267,373	63.9	6,004,436	89.9

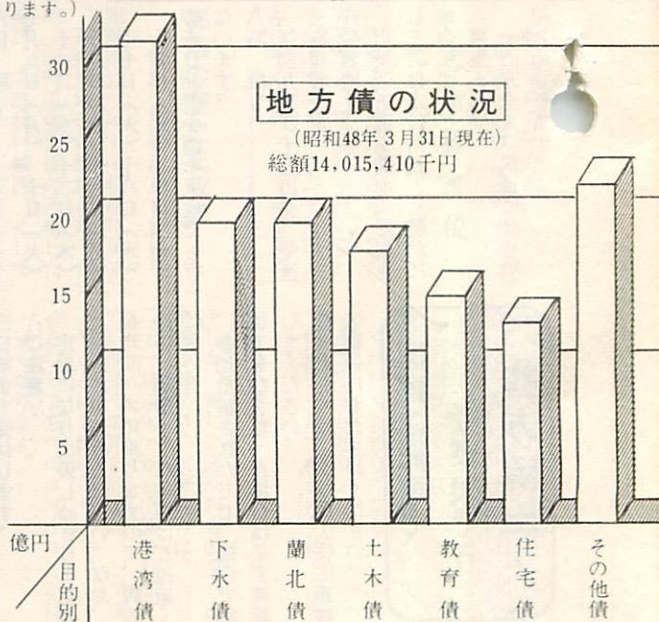
(昭和48年3月31日現在。ただし、4月5月の出納整理中にこれ以外の取支があります。)

### 昭和47年度各会計予算執



### 地方債の状況

(昭和48年3月31日現在)  
総額14,015,410千円





### オオルリの温もり

Y・O

風に舞い落ちる桜の花びらが数を増したある日の夕方、疲れはてた一羽の青く光る小鳥を拾いました。あちこちたずねてみますと、鳥の名は「オオルリ」、桜の花に群らがる渡り鳥でした。それから三日目、小鳥は元気にとび立ちました、鳥が去ったあ

- 防火の四チェック
- 1 使用場所は危険でないか
  - 2 燃えやすいものの近くでないか
  - 3 整理整頓はできていないか
  - 4 使用器具は安全か
  - 5 故障はしていないか
  - 6 使い方は正しいか
  - 7 説明書どおり使っているか
  - 8 本来の用途以外に使っていないか
  - 9 4あと始末は完全か

この手に、いつまでも不思議な温もりが充ちていました。メーテルリンクが、名作「青い鳥」を書いたメルヘンのもと、この手の温もりからではないかとふと思いました。

この想いに酔いながら「記念樹の森と木の実の半島」という、一石二鳥、否、これはひどい言葉です。「二つ一組」の提案をしたいと思えます。

近ごろ、樹を植える明るい話題が多くなりましたが、それを「何々の記念の樹」としてはいかがでしょうか。

たとえば、二十歳の人たちが植える「二十歳の並木」、小学一年生が手に手に、市の木「ナナカマド」を植えて、一年生の森をつくり、赤い花、白い花のカイドウを性別に植える「うぶ声の森」と、毎年くり返してゆきます。

室蘭は、渡り鳥の空路という恵まれた土地柄を生かして、植える木には、実のなる種類をえらびたい。

責任をもって完全に処理しているか

防火の三ルール

- 1 早く知らせる
- 2 早く消す
- 3 消火のじやまをしな

知っているか

防火のチェックと消火のルールを

一人て消そうとせず、みんなに知らせ、一九番へ

防火の四チェック

- 1 一人て消そうとせず、みんなに知らせ、一九番へ
- 2 早く消す
- 3 消火のじやまをしな
- 4 使用場所は危険でないか
- 5 燃えやすいものの近くでないか
- 6 整理整頓はできていないか
- 7 使用器具は安全か
- 8 故障はしていないか
- 9 使い方は正しいか
- 10 説明書どおり使っているか
- 11 本来の用途以外に使っていないか
- 12 4あと始末は完全か

「記念樹の森」が、あちこちで赤い実をつけますと、この室蘭は鳥たちにとって、大きなバードテールとなることでしょう。

すべての市民が参加した森の木への、さまざまな思いやりは、そのまま郷土を造る大きな力となりうることでしよう。

室蘭が「木の実の半島」になったとき、メーテルリンクの「青い鳥」が舞う街になるのではないのでしょうか。

このような郷土を子どもたちに残したいと思えます。

この紙面を、みなさんのものにしていきたいと思えます。いろいろな質問や話題など、どしどしお寄せください。

送り先 市内幸町一番二号 市役所広報広聴課

※八百字以内とし、住所、氏名を明記してください。(紙上匿名可)

うちに消しとめましょう

消火のじやまをしな

やじ馬となって消防隊のじやまをしな

消火栓や、貯水そうのそばへ駐車したり障害になるものをおこな

☆老人、子供、病弱者等の就寝場所は、逃げやすい場所を選定し災害が発生したときには家族または隣人に知らせる設備を考慮しましょう。

## 参加者を募集します

### 動く市政教室

市では、市政の動向や公共施設に対する市民の方の理解と認識を深めていただくため市の施設を紹介する「動く市政教室」を、つぎのとおり行ないます。

参加方法は、つぎのとおりです。お気軽に参加ください。

日程

七月九日(月) 十日(火)  
 十一日(水) 十二日(木)  
 十三日(金) 十六日(月)  
 十七日(火) 十八日(水)  
 十九日(木) 二十日(金)

の十日間、小雨の天候でも行ないます。

時間

午前九時三十分出発 午後三時帰着予定

発着地

市役所正面玄関前(参加される方は市役所正面玄関前に集合してください)

募集人員

一回五十人、定員になり次第しめきります。

- △参加料 無料
- △昼食 各自持参ください。
- △見学する施設
- 敬老荘(絵鞆町) 祝津交通公園(祝津町) 中島下水ポンプ場(中島町) 崎守下水処理場(崎守町) 白鳥台ニュータウン、望洋台公園(神代町) 室蘭新道工事現場(東町付近) じん芥焼却場(寿町)
- △申込み方法
- 電話で、希望する日を申込みください。
- △申込み先
- 市役所広報広聴課広聴係(電話二局一一一番、内線三六七番) お子さんをお連れの方は、申込みのときに教えてください。
- △申込み期日
- 六月二十日から希望される日の三日前まで受付します。
- △ご注意
- 定員になり次第しめきりますので早めに申込みください。なお、長時間バスに乗りますので、病弱の方、車酔いされる方はご遠慮ください。
- 参加希望された方で、都合で参加できなくなった場合は必ず連絡してください。
- ※くわしくは、市役所広報広聴課広聴係におたずねください。

防火の四チェック

- 1 使用場所は危険でないか
- 2 燃えやすいものの近くでないか
- 3 整理整頓はできていないか
- 4 使用器具は安全か
- 5 故障はしていないか
- 6 使い方は正しいか
- 7 説明書どおり使っているか
- 8 本来の用途以外に使っていないか
- 9 4あと始末は完全か

国民の総意で 呼び戻そう 北方領土!

# みんなですすめよう

## 青少年の健全育成

青少年の健全な育成と非行防止など、次

代を背負う青少年が立派に育ち、明るい社会づくりをすすめるため

の、調査、審議、連絡調整の機関として室蘭市青少年問題協議会（会長、室蘭市長長谷川

正治）があります。

この協議会では、市が設置した少年補導センターを運営しており少年補導委員によって少年の非行防止に努めているほか、青少年の誇りと自信を高めるために、毎年十一月二十三日勤労感謝の日に地域、団体、企業から推せん

の優良見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

また、本年度の室蘭市地区青少年対策推進協議会の設置について市では、当青少年問題協議会の意見をきき、つぎの四地区を指定す

る計画です。

なお、設置に当たっては、各地区の住民組織の申請にもとづき、市長が指定します。

1 蘭中地区  
(新富町、御崎町)

2 知利別、天神地区  
(知利別町、天神町)

3 高砂、宮の森、水元地区

4 港北地区  
(港北町、本輪西町)

1 中央地区  
(緑町、入江町)

2 輪西地区  
(大沢町、みゆき町、輪西町)

3 蘭東地区  
(東町、日の出町)

4 中島地区  
(中島町、中島本町)

※室蘭市青少年問題協議会の事務局は、室蘭市教育委員会青少年対策室内（栄町二一十九、電話二局九四〇五）におかれています

青少年の問題について、お気づきの点、ご意見、ご要望がありましたらご連絡をお願いいたします

のために、社員増強運動を実施しておりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

社員とは、社費として年額三百円以上納められる方です。また、毎年千円以上の社費を納め、その合計額が一万円以上達したとき銀色の特別社員章が贈られ、毎年三千円以上納め、その合計額が三万円に達したときには金色の特別社員章が贈られます。

※くわしくは、日本赤十字社室蘭市地区事務局（市役所社会福祉課内）電話二一一一内線二八五におたずねください。



よい環境から  
よい子ども

### 社会に愛の奉仕を

#### 日本赤十字 社員を募集

日本赤十字社は、みなさんの幸福と平和を願い、血液事業の推進や社会福祉施設の充実と患者に対するサービスの向上等の達成につとめておりますが、これは社員が毎年納める社費と一般からの賛助費、寄付金によってまかなわれております。

そこで、赤十字の任務を達成す

るために、社員増強運動を実施しておりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

社員とは、社費として年額三百円以上納められる方です。また、毎年千円以上の社費を納め、その合計額が一万円以上達したとき銀色の特別社員章が贈られ、毎年三千円以上納め、その合計額が三万円に達したときには金色の特別社員章が贈られます。

※くわしくは、日本赤十字社室蘭市地区事務局（市役所社会福祉課内）電話二一一一内線二八五におたずねください。

### 家庭園芸シリーズ 3

#### 花木をふやす — さし木 —

室蘭の六月中旬は、花木類のさし木の適期です。花の咲いていた時欲しいと思ったもの一枝をいただき、自分でさしてみましよう。花木類は殆んどものがさし木でつきますがアジサイ、ツツジ類、ライラック、ムクゲ、モクセイ等が良いと思います。

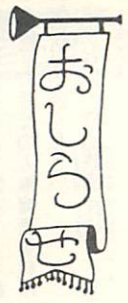
花木の種類により、さし木の方法は多少異なりますが、今回は一般的な原則を記しますので応用を研究してみてください。さし木の土は、熱消毒した肥料分の少ないものを用います。洗浄した川砂、鹿沼土、パーミキュライト、赤土が一般的です。さし穂は、今年伸びた枝が木化したもので太いものが良く、葉を半分つけます。切ってからさすまで時間がかかるときは、大根に突きさし、乾燥を防ぎます。さす深さは、さし穂の約三分の二にします。

用土にさす時は、植物ホルモン剤(ルートン、メネデル等)を使うと活着が良くなります。活着は、さし木の地温が高い程良くなりますので、なるべく高温に保つよう工夫しましょう。さし木の発根は、六十日〜七十日程度かかりますので、途中で抜いて確かめるようなことは発根のさまたげとなりますので絶対にやらないでください。

さし穂は、今年伸びた枝が木化したもので太いものが良く、葉を半分つけます。切ってからさすまで時間がかかるときは、大根に突きさし、乾燥を防ぎます。さす深さは、さし穂の約三分の二にします。

用土にさす時は、植物ホルモン剤(ルートン、メネデル等)を使うと活着が良くなります。活着は、さし木の地温が高い程良くなりますので、なるべく高温に保つよう工夫しましょう。さし木の発根は、六十日〜七十日程度かかりますので、途中で抜いて確かめるようなことは発根のさまたげとなりますので絶対にやらないでください。

さし穂は、今年伸びた枝が木化したもので太いものが良く、葉を半分つけます。切ってからさすまで時間がかかるときは、大根に突きさし、乾燥を防ぎます。さす深さは、さし穂の約三分の二にします。



### 老人医療費受給資格証の更新をお忘れなく

現在使用しております「老人医療費受給資格証」は、きたる六月三十日で有効期限が切れ、使用できなくなりまますので、つきにより更新をいたしますから、必ず期間内に手続きをしてください。  
 (手続きには、健康保険証または組合員証と印かんが必要です)  
 (日程V左表のとおり)

月日	場所	時間
6月18日	祝津地区サービスセンター	10.00~15.00
19日	母恋地区サービスセンター	"
20日	輪西地区サービスセンター	"
21日	東地区サービスセンター	"
22日	高砂地区サービスセンター	"
25日	中島地区サービスセンター	"
26日	本輪西地区サービスセンター	"
27日	白鳥台地区サービスセンター	"
6月18日 ~30日	市役所社会福祉課(1階)	9.00~17.00

### 胃の集団検診を実施

つきのとおり胃の集団検診を実施しますので、検診希望の方は申込みください。  
 ☆受付期間：六月二十日から七月

二十日まで

☆対象者  
 ○三十五才以上の方(妊娠中の方は受診をされた方がよいでしょう)

○血縁関係にガンに罹った方がいる家族、現に胃腸疾患がある方は年令を問いません。  
 ○前回の検診で異常があると認められた方。

☆検診料金：一人八百五十円(ただし、七十才以上の方、生活保護者は三百五十円です)

☆検診時間：八、九、十月の予定  
 ☆申込み先：市役所衛生課保健係  
 (二一—二一—内線二六九)へ

電話、またはハガキに住所、氏名年令を記入して申込みください。  
 ※事業所など集団で申込みの場合は、直接市役所衛生課へご連絡ください。

※国民健康保険加入の方は、市役所保険年金課へ申込みください

### 商業実態基本調査にご協力ください

商業実態基本調査が、七月一日現在で実施されます。

この調査は、わが国の商業の経営実態を明らかにし、中小商業施策の基礎資料とするものです。

調査にあたっては、知事から任命された調査員が、選定された商店を訪問しますので、ご協力をお願いいたします。

市体育館の休館日  
 が変わります

市体育館の休館日は、現在毎週水曜日となっておりますが、七月一日からつきのとおり変わります。  
 ☆市体育館の休館日  
 毎週月曜日

### 追直漁港の工事に協力を

追直漁港は、国の直轄事業で工事が進められており、浚渫工事にはハッパを使用しております。

付近の地域のみなさんにはご迷惑をおかけすることもあります。このハッパ工事は今年で完了の予定となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、防波堤で釣を楽しむ方々は、事故防止のため、ハッパを扱う監視員の指示に従ってください

### ◎訂正お詫び

六月一日号市政だよりに誤りがありましたので、つきのとおり訂正し、お詫びいたします。

▽四ページ下段「安い水のお値段」のうち、ドラム缶一本(一八リットル)を、ドラム缶一本(二〇リットル)に、同じく「水道経営のしくみ」のうち、地方

公害企業法を地方公営企業法に▽八ページ「みんなの健康」の日程は本号のとおり行ないます。

## 六月の納税

### 道市民税

第1期



6月21日 白鳥台地区  
 ・時間…13.00~13.45  
 ◆種目  
 ・種痘…生後6か月から24か月の乳幼児(7・8月は接種しません)…無料  
 ・3種混合…生後3か月以上の乳幼児(無料)  
 ・ジフテリア…(無料)  
 ・破傷風…(1回80円)  
 ・日本脳炎…満3歳以上の道外旅行者(1回280円)

6月19日 白鳥台地区  
 ・時間…13.00~14.00  
 ◆レントゲン撮影  
 ・時間…13.00~15.00  
 6月19日 市役所保健室  
 20日 中島地区  
 21日 衛生輪西分室  
 22日 本輪西地区  
 26日 "  
 27日 労働会館  
 28日 中島地区  
 29日 衛生輪西分室  
 <定時予防接種>毎週  
 ・時間…13.00~14.45  
 火曜日 市役所保健室  
 水曜日 中島地区  
 木曜日 衛生輪西分室  
 金曜日 本輪西地区

い場合でも受診できます。  
 <3歳児健診>保健所主催  
 6月21日 中島地区  
 ・時間…9.30~11.30  
 13.00~14.30  
 ・対象…45年3・4・5月生まれで・中島本町・中島町・宮の森町・知利別町、高砂町  
 水元町、天神町に住む幼児。  
 <結核検診>無料  
 ◆ツ反  
 ・時間…13.00~15.00  
 6月18日 中島地区  
 19日 衛生輪西分室  
 20日 市役所保健室  
 " 本輪西地区

<乳幼児相談>無料  
 ・時間…9.40~11.00  
 6月19日 市役所保健室  
 7月3日 "  
 5日 衛生輪西分室  
 6日 本輪西地区  
 6月20日 白鳥台地区  
 ・時間 13.00~14.00  
 <6か月児検診>無料  
 ・時間…12.30~14.00  
 ・対象…47年12月生まれの赤ちゃん。  
 6月26日 本輪西地区  
 27日 労働会館  
 28日 中島地区  
 29日 衛生輪西分室  
 ※対象者には個人通知しますが、万一通知書が届かな

みんなの力で実現しよう  
 北海道新幹線鉄道の室蘭經由